

第 16 章 輸送体制整備計画

1. 計画の概要

災害発生時の応急対策活動に必要な物資等の緊急輸送を円滑に実施するために、町が実施する輸送体制の整備について定める。

2. 輸送施設及び輸送拠点の把握・点検

町及び県は、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

3. 緊急輸送道路ネットワークの形成

町は、県、国及び東日本高速道路株式会社が協議のうえ設定した緊急輸送道路ネットワークとの整合を図りながら、町域内の緊急輸送道路ネットワークの形成を図る。

(1) 緊急輸送道路ネットワークの定義

町は、災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点(町庁舎及び鶴岡市消防署三川分署等)、地域の災害拠点病院(鶴岡市立荘内病院、県立日本海総合病院)、輸送施設(空港及びヘリポート等)、輸送拠点(トラックターミナル、卸売市場、道の駅等)、救助物資等の備蓄拠点又は一時集積配分拠点等を有機的に結ぶ道路網

(2) ネットワークに指定する道路の基準

- ① 高速道路を基幹とし、これにアクセスする主要な国道、県道及び町道
- ② 隣接市町との接続道路
- ③ 町内の生活圏を連結する道路
- ④ 病院、広域避難地等公共施設と①の道路を結ぶ道路

(3) 連携体制の強化

緊急輸送道路ネットワークで接続される輸送施設及び輸送拠点の管理者は、平素から情報を交換し、相互の連携体制を整えておく。

緊急輸送を行う関係機関及び資源エネルギー庁は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

4. 集積配分拠点の環境整備等

(1) 町及び県は、集積配分拠点において、運送事業者等を主体とした業務の実施を図るとともに、円滑な物資輸送等のために、国と連携して以下の環境整備を図る。

- ① 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化
- ② 物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置促進
- ③ 緊急通行車両等への優先的な燃料供給等

(2) 町及び県は、地域の社会的・地理的状況、地震による被害想定、避難所の配置状況等を考慮して、一時集積配分拠点の候補地となる公的施設等を、当該施設の管理者と協議のうえ、選定しておく。

(3) 民間事業者に委託可能な災害対策に係る(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等)について、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用を

図る。

5. 臨時ヘリポート候補地の選定

町は、陸上輸送との連携を考慮して輸送施設等の管理者及び県と協議し、臨時ヘリポート候補地を選定する。

6. 緊急輸送用車両等の確保・整備

町は、車両等の所要数、調達先、物資の集積配分場所等を明確にしておくとともに、運送業者等と協定を締結する等体制の整備に努める。

7. 緊急通行車両確保のための事前対策

(1) 緊急通行車両等の事前届出

災害応急対策活動の円滑な実施に資するための緊急通行車両及び民間事業者による社会経済活動に資するための規制除外車両であることの確認について事前届出の普及に努め、次による事前届出を受け、確認に係る事務の迅速化を図る。

① 緊急通行車両

(ア) 事前届出対象車両

a 災害時において、町地域防災計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害対策を実施するための使用計画がある車両であり、主に次の業務に従事する車両を確認の対象とする。

- (a) 警報の発令・伝達、避難の勧告又は指示に関するもの
- (b) 消防、水防、道路維持及び電気・ガス・水道等の応急措置に関するもの
- (c) 被災者の救難、救助、その他の保護に関するもの
- (d) 災害を受けた園児、児童、生徒の応急の保育・教育に関するもの
- (e) 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの
- (f) 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの
- (g) 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの
- (h) 緊急輸送の確保に関するもの
- (i) 上記のほか、災害の発生防衛又は拡大防止のための措置に関するもの

b 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時これら機関の活動専用で使用される車両、又は災害発生時に他の関係機関、団体から調達する車両。

(イ) 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び緊急通行車両等事前届出書を、鶴岡警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

(ウ) 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認める車両については、鶴岡警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する

② 規制除外車両

(ア) 事前届出対象車両

a 民間事業の社会経済活動のうち、災害時において優先すべきものに使用する車両で、次のいずれかに該当する車両を対象とする。

- (a) 医師・歯科医師、医療機関等の使用する車両

- (b) 医薬品・医療機関、医療用資機材等を輸送する車両
- (c) 患者等輸送車両(特別な構造又は装置のあるものに限る。)
- (d) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

b 届出手続

対象となる車両の管理者等は、当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類及び規制除外車両事前届出書を、鶴岡警察署長を経由し、県公安委員会に提出する。

c 事前届出済証等の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認める車両については、鶴岡警察署長を経由し、緊急通行車両事前届出済証等を届出者に交付する。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

町は、県、道路管理者、鶴岡警察署と平素から連携して、自動車運転者に対し、地震発生時のとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

① 走行中の場合

- (ア) できる限り安全な方法により車両を左側に停車させること。
- (イ) 停車後はカーラジオ等により地震情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) やむを得ず車両を道路上に置いて避難するときは、車両を道路の左端に寄せて停車させ、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアをロックしないこと。

② 避難する場合

車両を使用しないこと。

③ 災害対策基本法による交通規制が行われる場合

- (ア) 道路区間を指定した交通規制が行われた場合はその区間以外の場所へ、区域を指定した交通規制が行われた場合は区域外の場所へ、速やかに車両を移動させること。
- (イ) 速やかに移動することが困難な場合は、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急車両の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 警察官の指示を受けた場合は、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。